

司法修習生の経済的支援のあり方を検討することを求める意見書

かつて、司法修習生は、修習期間中に公務員としての給与等の手当を受けていた。ところが、平成16年12月に裁判所法の一部改正により給費制が廃止されることとなり、平成23年11月1日から、修習資金を貸与する制度へと移行された。

もとより、法曹は、社会に法の支配を行き渡らせ、市民の権利を実現するための人的基盤であり、このような公共的使命を担う法曹の養成は公的な資金によってなされるべきものである。この証左に、国庫から国が司法修習生に対して給与を支給する制度（給費制）は、終戦直後の最も厳しい経済状況下において採用され、長期間にわたり継続されてきた。

現在、貸与である修習資金の負債に加え、大学や法科大学院における奨学金の債務を負っている者も多く、その合計額が極めて多額に上る者も少なくない。こうした重い経済的負担が法曹志望者激減の一因と指摘されている。

よって、国においては、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう裁判所法を改正し、司法修習生の経済的支援のあり方を検討すること強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月28日

大分県中津市議会